

「放送法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う放送法施行規則の一部を改正する
省令案に係る意見募集」に対して提出された意見及び総務省の考え方

【意見提出者一覧（計 28 者）】

意見募集期間：平成 23 年 2 月 16 日（水）～同年 3 月 17 日（木）

全体整理 No. (提出順)	意見提出者名	意見の分類			
		1. 総論	2. 放送番組審議機関への報告 及び公表の対象となる放送番組	3. 「通信販売番組」 の定義	4. その他
No. 1	広島テレビ放送(株)	No. 1-1	No. 2-1	—	—
No. 2	(株)静岡第一テレビ	No. 1-2	No. 2-2	No. 3-1	—
No. 3	日本海テレビジョン放送(株)	No. 1-3	No. 2-3	No. 3-2	No. 4-1
No. 4	東海テレビ放送(株)	No. 1-4	No. 2-4	—	No. 4-2
No. 5	山口放送(株)	No. 1-5	No. 2-5	No. 3-3	—
No. 6	讀賣テレビ放送(株)	No. 1-6	No. 2-6	No. 3-4	No. 4-3
No. 7	(株)テレビ朝日	No. 1-7	No. 2-7	No. 3-5	No. 4-4
No. 8	(株)高知放送	No. 1-8	No. 2-8	—	No. 4-5
No. 9	日本放送協会	No. 1-9	—	—	No. 4-6, No. 4-7
No. 10	(株)TBSテレビ	No. 1-10	No. 2-9	No. 3-6	No. 4-8
No. 11	(株)フジテレビジョン	—	No. 2-10	No. 3-7	No. 4-9
No. 12	日本テレビ放送網(株)	No. 1-11	No. 2-11	No. 3-8	No. 4-10
No. 13	(株)京都放送	No. 1-12	No. 2-12	—	—
No. 14	信越放送(株)	No. 1-13	No. 2-13	—	No. 4-11
No. 15	九州朝日放送(株)	—	No. 2-14	—	—
No. 16	(株)テレビ静岡	No. 1-14	No. 2-15	—	—
No. 17	中京テレビ(株)	No. 1-15	No. 2-16	—	—
No. 18	札幌テレビ放送(株)	No. 1-16	No. 2-17	No. 3-9	—
No. 19	朝日放送(株)	No. 1-17	No. 2-18	—	No. 4-12
No. 20	(株)ビーエスフジ	No. 1-18	No. 2-19	—	No. 4-13
No. 21	千葉テレビ放送(株)	No. 1-19	No. 2-20	No. 3-10	No. 4-14
No. 22	(株)長野放送	No. 1-20	No. 2-21	No. 3-11	No. 4-15
No. 23	(社)日本民間放送連盟	No. 1-21	No. 2-22	No. 3-12	No. 4-16
No. 24	(株)テレビ東京	No. 1-22	No. 2-23	—	—
No. 25	(株)福岡放送	—	No. 2-24	—	—
No. 26	(社)日本通信販売協会	—	—	—	No. 4-17
No. 27	北海道放送(株)	No. 1-23	No. 2-25	No. 3-13	—
No. 28	(株)テレビ信州	No. 1-24	No. 2-26	No. 3-14	—

※意見の分類は、便宜上、総務省において行ったもの。

1. 総論

整理 No. (提出順)	該当箇所	提出された意見【意見提出者名】	総務省の考え方
No. 1-1	全体	<p>本省令案に概ね賛成をいたします。</p> <p>しかしながら、本制度の目的が視聴者に理解されるためには、番組編成の内容をわかりやすく合理的な方法で報告を行うことが適切と考えます。</p> <p>放送の実態に則したより精度の高いデータを公表するため、下記の修正を要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【広島テレビ放送(株)】</p>	○本案に対する賛成意見と考えます。
No. 1-2	全体	<p>本制度の目的が「民放テレビ事業者が『番組調和原則』を適正に履行していることを、視聴者により理解してもらう」ためのものであるという理解のもと、その目的がより達成されるため、今回の改正内容については、おおむね賛同いたします。</p> <p>その理解の上に立ち、以下に修正していただきたい点を列挙しますので、省令に反映していただけるよう、強く求めます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)静岡第一テレビ】</p>	○本案に対する賛成意見と考えます。
No. 1-3	全体	<p>本省令案に賛成いたします。</p> <p>本制度が放送法にある「番組調和原則」が適正に履行されているかどうかを視聴者に確認できるようにする事と理解しております。また視聴者にわかりやすく理解していただけるように以下の修正を希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【日本海テレビジョン放送(株)】</p>	○本案に対する賛成意見と考えます。
No. 1-4	全体	<p>放送事業者にとって、視聴者に編成（番組編集）実績を公開する機会が得られることは、放送事業の透明性をより高める目的、また自主的規律の意味合いにおいて有意義と考えます。よって、今回の「放送法施行規則の一部を変更する省令案」に賛意を表します。</p> <p>その前提において、当制度の目的が充分達成され、視聴者の利益・利</p>	○本案に対する賛成意見と考えます。

		<p>便性が、より高まるよう、以下の修正を提案させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">【東海テレビ放送(株)】</p>	
No. 1-5	全体	<p>本省令案に概ね賛成いたします。</p> <p>本省令案で番組種別を「教養」「教育」「報道」「娯楽」「その他」の5項目とし、「その他」に通信販売番組を明確に含めたことは、視聴者の理解を得る上で、妥当な定義付けと考えます。</p> <p>ただ運用にあたっては「番組編成の実態」や「事業者の作業負担」などをバランスよく考慮して決定されるべきものと考えます。本制度の目的がより達成されるようにするため、以下の修正を要望いたしますので、省令に反映されますよう強く求めます。</p> <p style="text-align: right;">【山口放送(株)】</p>	○本案に対する賛成意見と考えます。
No. 1-6	全体	<p>本省令案は基本的に放送の自主・自律を尊重し、既存の基準・制度との整合性も取れたものであり、概ね賛成いたします。</p> <p>讀賣テレビ放送では、本制度の目的が、「すでに放送された番組の種別や種別ごとの放送時間を公表することにより、『番組調和原則』が適正に履行されているかどうかを視聴者が確認できるようにすること」にある、と理解しております。</p> <p>本制度が視聴者から理解、支持され、その目的がより達成されるようにするため、以下の修正を要望いたしますので、省令に反映されますよう強く求めます。</p> <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送(株)】</p>	○本案に対する賛成意見と考えます。
No. 1-7	全体	<p>本省令案におおむね賛成します。</p> <p>本制度の目的は、総合編成を行うテレビジョン放送事業者が、放送番組の種別および種別ごとの放送時間を公表することによって、放送番組の相互の間の調和が保たれていること（番組調和原則）が、視聴者によって確認できるようにすることにあると認識しております。</p> <p>本制度が視聴者に理解され、その目的が達成されるために、以下の修正を要望します。</p>	○本案に対する賛成意見と考えます。

		【(株)テレビ朝日】	
No. 1-8	全体	<p>基本的に本省令案に賛成いたします。</p> <p>本省令案は、放送事業者によって「番組調和原則」が適正に履行されているかを視聴者が確認できる手立てを確立するものであると認識しています。</p> <p>局によって判断が分かれていたショッピング番組の分類先が明文化された点も視聴者にわかりやすく、本制度の意図に沿うものと考えます。</p> <p>本制度がさらに視聴者に理解され、その目的が達成されるために、以下の修正を省令に反映されますよう要望いたします。</p>	○本案に対する賛成意見と考えます。
		【(株)高知放送】	
No. 1-9	全体	<p>昨年12月に成立した改正放送法で新たな規律として定められた放送番組の種別に関する義務規定は、基幹放送に関する番組調和原則の確実な履行を担保しようとする目的のものだと理解しており、今回の省令改正案は、その具体的な内容を定めるものとして、その内容には、基本的には異論はありません。</p> <p>ただ、規律の強化が必要な場合であっても、それは一般にその目的に照らして必要最小限の範囲のものであるべきであり、特に今回の規律は基幹放送の放送番組に関わる規律であることを踏まえ、制度整備に当たっても、強化される規律の対象となる者にとって過重な負担とならないようにその意見を十分聞くように要望するとともに、制度制定後も適切な制度運用が行われるよう要望します。</p>	○本案に対する賛成意見と考えます。
		【日本放送協会】	
No. 1-10	全体	<p>本省令案に基本的に賛成いたします。本制度は民放テレビ事業者に課せられた番組調和原則が適正に履行されているかどうかを視聴者に明らかにする為のものとして理解しますが、本制度の目的をより良く達成するために以下の修正を要望いたします。</p>	○本案に対する賛成意見と考えます。
		【(株)TBSテレビ】	
No. 1-11	全体	本省令案に概ね賛成いたします。	○本案に対する賛成意見と考えます。

		<p>当社は、本制度の目的が、「すでに放送された番組の種別や種別ごとの放送時間を公表することで、民放テレビ事業者に課された『番組調和原則』が適正に履行されているかどうかを視聴者が確認できるようにすること」により、視聴者の利益に資することにある、と理解しております。本制度が視聴者から理解され、その目的がより達成されるようにするため、以下の修正を要望いたしますので、省令に反映されますよう強く求めます。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網(株)】</p>	
No. 1-12	全体	<p>基本的には民放連意見に同意いたします。その上で、以下の点につき修正要望いたしますので、省令に反映されますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【(株)京都放送】</p>	○本案に対する賛成意見と考えます。
No. 1-13	全体	<p>3、回数の結論はどうか、この番組調和原則の問題は放送にとって大切な基準だと考えますので、真摯に取り組むべきことと考えています。</p> <p>番組審議会とも議論を深めて行くことは重要でありますので、この問題に対する理解が得られるように努力してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【信越放送(株)】</p>	○本案に対する賛成意見と考えます。
No. 1-14	全体	<p>本省令案に概ね賛成いたします。</p> <p style="text-align: right;">【(株)テレビ静岡】</p>	○本案に対する賛成意見と考えます。
No. 1-15	全体	<p>弊社は、民放テレビ事業者に課された『番組調和原則』が適正に履行されていることを視聴者が確認できるようにする本制度に関する本省令案に概ね賛成します。</p> <p>しかしその目的が実効性を担保しながら効率的に達成されるよう、以下の修正を要望いたしますので、省令に反映されますよう強く求めます。</p> <p style="text-align: right;">【中京テレビ放送(株)】</p>	○本案に対する賛成意見と考えます。
No. 1-16	全体	<p>本省令案に概ね賛成いたします。</p> <p>民放テレビ事業者は、本制度の目的が、「すでに放送された番組の種別</p>	○本案に対する賛成意見と考えます。

		<p>や種別ごとの放送時間を公表することで、民放テレビ事業者に課された『番組調和原則』が適正に履行されているかどうかを視聴者が確認できるようにすること」にある、と理解しております。</p> <p>本制度が視聴者から理解され、その目的がより達成されるようにするため、以下の修正を要望いたしますので、省令に反映されますよう強く求めます。</p> <p style="text-align: right;">【札幌テレビ放送(株)】</p>	
No. 1-17	全体	<p>本省令案に概ね賛成いたします。</p> <p>本制度の目的は、民放テレビ事業者に課された『番組調和原則』が適正に履行されているかどうかを視聴者が確認できるようにすることであり、視聴者と放送事業者との間の信頼醸成に繋がるものと理解しております。</p> <p>本制度が視聴者から理解され、その目的がより達成されるようにするため、以下の修正を要望いたしますので、省令に反映されますよう強く求めます。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送(株)】</p>	○本案に対する賛成意見と考えます。
No. 1-18	全体	<p>本省令案に概ね賛成しますが、以下の修正を要望します。</p> <p>(中略) ※No. 2-19 に記載</p> <p>上記の点を除き、「公表の手続きと方法」「番組種別の分類」「公表の開始時期と最初に行う対象期間」については、民間放送局の実情を踏まえていただき、実質的な内容のある有意義なものであると受け止めています。</p> <p style="text-align: right;">【(株)ビーエスフジ】</p>	○本案に対する賛成意見と考えます。
No. 1-19	全体	<p>弊社の本省令案に対する意見は、民放連が提出している意見と同様です。</p>	○本案に対する賛成意見と考えます。

		<p>基本的には、本省令案に概ね賛成いたします。</p> <p>弊社は、本制度の目的が、「すでに放送された番組の種別や種別ごとの放送時間を公表することで、民放テレビ事業者に課された『番組調和原則』が適正に履行されているかどうかを視聴者が確認できるようにすること」にある、と承知しております。</p> <p>本制度が視聴者から理解され、その目的がより達成されるようにするため、以下の修正を要望いたしますので、省令に反映されますよう強く求めます。</p> <p style="text-align: right;">【千葉テレビ放送(株)】</p>	
No. 1-20	全体	<p>本省令案に概ね賛成します。</p> <p>当社は、自主自律の原則のもと視聴者の役に立つ放送を旨としております。本省令案は「番組種別の公表制度」整備に関するものであり、視聴者の関心や利益に資する制度であるとの基本認識のもと積極的に取り組む所存であることをまず申し述べます。</p> <p>一方、継続可能な制度として発足することが長期的な視聴者利益につながるなどの観点から、以下の修正を要望いたしますので、省令に反映されますよう強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【(株)長野放送】</p>	○本案に対する賛成意見と考えます。
No. 1-21	全体	<p>本省令案に概ね賛成いたします。</p> <p>民放テレビ事業者は、本制度の目的が、「すでに放送された番組の種別や種別ごとの放送時間を公表することで、民放テレビ事業者に課された『番組調和原則』が適正に履行されているかどうかを視聴者が確認できるようにすること」にある、と理解しております。</p> <p>本制度が視聴者から理解され、その目的がより達成されるようにするため、以下の修正を要望いたしますので、省令に反映されますよう強く求めます。</p> <p style="text-align: right;">【(社)日本民間放送連盟】</p>	○本案に対する賛成意見と考えます。
No. 1-22	全体	放送事業者が「番組調和原則」に基づいて番組を編成している内容を、	○本案に対する賛成意見と考えます。

		<p>視聴者に公開することで、より透明性を高めると共に説明責任を果たしていく事は重要と考えます。その主旨から、本省令案に賛成いたしますが、併せて以下の点を要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【(株)テレビ東京】</p>	
No. 1-23	全体	<p>本省令案に概ね賛成いたします。</p> <p>弊社といたしましては、本制度が円滑に運用されるため、以下の修正を要望いたしますので、省令に反映されますようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送(株)】</p>	○本案に対する賛成意見と考えます。
No. 1-24	全体	<p>本省令案に概ね賛成いたします。</p> <p>本制度が視聴者から理解され、その目的が達成されるようにするため、以下の修正を要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【(株)テレビ信州】</p>	○本案に対する賛成意見と考えます。

2. 放送番組審議機関への報告及び公表の対象となる放送番組

整理 No. (提出順)	該当箇所	提出された意見【意見提出者名】	総務省の考え方
No. 2-1	第1条の3 第4項	<p>〈修正要望〉</p> <p>本省令案において、「毎年4月から各6箇月の期間ごとに、当該期間における各月の第3週の期間」とある部分を、「当該期間における5月、8月、11月、2月の各月の標準的な1週の期間」と修正することを要望いたします。</p> <p>〈要望の理由〉</p> <p>民放テレビにおける番組編成は、3ヶ月（四半期）ごとに改編が行なわれます。その基本月は、4月、7月、10月、1月であり、その他の月は、番組編成が大幅に変わることがないため、各放送枠の番組種別や種別ごとの放送時間が大きく変わることはありません。この4回の改編期を基準としたデータを公表することで、視聴者が放送の実態を十分に把握できると考えます。</p> <p>さらに報告の対象月については、改編直後の週よりも、1ヶ月経過後の5月、8月、11月、2月の方が、標準的な番組編成となっていることから、この期間を対象とすることで、報告の精度がより高まるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【広島テレビ放送(株)】</p>	<p>○放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間の放送番組審議機関への報告及び公表の制度（以下「本制度」という。）は、放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間について透明性を高めることにより、法律（放送法第3条の2第2項）に定めのある番組調和原則の適正な履行を確保することを目的とするものです。</p> <p>○報告及び公表の対象となる放送番組については、上記目的と集計、分類等に係る放送事業者の事務負担等とのバランスを考慮し、必要な透明性が確保される分量として一箇月につき一週間分（第三週）の放送番組を対象とするものです。</p> <p>○報告及び公表の対象となる放送番組を御意見のように三箇月につき一週間分とする場合、必要な透明性が確保されるとは言えず、本制度の目的が十分に達成できないことから、原案のとおりとすることが適当と考えます。</p>
No. 2-2	第1条の3 第4項	<p>1. 「種別ごとの放送時間公表については・・・（中略）・・・各月の第三週の期間に放送した・・・」とあるところを「3ヶ月ごとの任意の1週間」と修正していただきたい。</p> <p>〈上記要望の理由〉</p> <p>ローカル局では、年度を通して番組編成を変更する時期は3ヵ月ごとで、年度によっては半期に一度の改編が主となっております。各月ごとに実施せずとも本制度の目的は十分達成できるものと考えます。</p>	○No. 2-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。

		【(株)静岡第一テレビ】	
No. 2-3	第1条の3 第4項	<p><修正要望></p> <p>1. 本省令案において、毎年4月から各6箇月の期間ごとに、「当該期間における各月の第3週の期間」とありますが、これを「当該期間における5月、8月、11月、2月の標準的な各月の1週間」へ修正希望いたします。</p> <p><要望理由></p> <p>(1) 番組改編は基本「四半期」となっており実情に則した形ではないかと考えられます。</p> <p style="text-align: right;">【日本海テレビジョン放送(株)】</p>	○No. 2-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。
No. 2-4	第1条の3 第4項	<p><修正提案></p> <p>当省令案の「…公表については、毎年四月から各六箇月の期間ごとに、当該期間における各月の第三週の期間に放送した…」を、「…公表については、毎年四月から各六箇月の期間ごとに、当該期間における五月、八月、十一月、二月の標準的な一週間に放送した…」への変更を提案いたします。</p> <p><提案理由></p> <p>民放開局以来、「改編」(編成方針の改訂)は、大きく4月期(春改編)、10月期(秋改編)と、その間に、中規模の改編(7月期、1月期)が行われることが通例となっております。</p> <p>この4半期間内においては、番組編成の変更(すなわち同一時間帯における番組種別の変更)は基本的に行われません。</p> <p>よって「五月、八月、十一月、二月の標準的な一週間」は、四半期ごとの基本(レギュラー)編成を代表するものであり、この期間を「番組種別の公表」をすることによって、各局の番組編成の実態を的確に開示することが出来、放送法第三条2項の「番組調和原則」が適正に遵守されているかの確認の目的を充分適えるものと考えます。</p>	○No. 2-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。

		<p>視聴者に対する周知においても、「四半期ごと1週」の公表頻度は、平易性、利便性の観点からも適切であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東海テレビ放送(株)】</p>	
No. 2-5	第1条の3 第4項	<p><修正要望></p> <p>1. 本省令案において、毎年4月から各6か月の期間ごとに「当該期間における各月の第3週の期間」とあるところ、これを「当該期間における5月、8月、11月、2月の各月の標準的な1週の期間」と修正されたい。</p> <p><理由></p> <p>弊社をはじめ民放各社の番組改編は3か月に1回が基本となっています。この間に番組編成が大幅に変わることや、それに伴い放送時間枠の種別が大きく変化することは、実態としてありません。</p> <p>したがって、標記については「当該期間における5月、8月、11月、2月の各月の標準的な1週の期間」に放送した番組とすることで、本制度の目的は十分に達せられるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【山口放送(株)】</p>	○No. 2-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。
No. 2-6	第1条の3 第4項	<p><修正要望></p> <p>1. 本省令案において、毎年4月から各6箇月の期間ごとに、「当該期間における各月の第3週の期間」とあるところ、これを「当該期間における5月、8月、11月、2月の各月の標準的な1週の期間」と修正されたい。</p> <p><要望の理由など></p> <p>(1) 分類と公表の対象とする番組について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標記については、「制度の目的と効果」や「番組編成の実態」「公表されるデータの精度」「実務作業の負担に対する合理的配慮」などの諸要素を、バランスよく考慮して決定されるべきものと考えま 	○No. 2-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。

		<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本省令案では、毎年4月から各6箇月の期間ごとに、当該期間における「各月の第3週の期間に放送した放送番組」が対象とされていますが、弊社の番組改編は「四半期」が基本となっており、期中に番組編成が大幅に変わることや、放送時間枠の種別、種別ごとの放送時間が大きく変化することは、実態としてありません。 従って、標記については「当該期間における5月、8月、11月、2月の各月の標準的な1週の期間」に放送した番組とすることで、本制度の目的は十分に達せられるものと考えます。 <p style="text-align: right;">【読賣テレビ放送(株)】</p>	
No. 2-7	第1条の3 第4項	<p><修正要望></p> <p>1. 本省令案において、毎年4月から各6箇月の期間ごとに、「当該期間における各月の第3週の期間」とあるところ、これを「当該期間における5月、8月、11月、2月の各月の標準的な1週の期間」と修正されたい。</p> <p><要望の理由など></p> <p>(1) 修正要望1. について</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル放送におけるEPG(電子番組表)の番組ジャンルによって、すでに視聴者に番組についての情報が提供されています。また、民放テレビ事業者は、自主的な取り組みとして、春と秋の基本番組表における個別番組の種別の事前公表を行います。これらに加え、放送後に放送番組の種別の実績を適切な範囲で公表することで、番組調和原則の確認のための必要で十分な範囲の情報が視聴者に提供されることになると考えます。 民間放送の番組の改編は四半期(4月、7月、10月、1月)が基本となっており、期中に番組編成が大きく変わることはありません。このため、各四半期の中央の月の標準的な1週間を公表対象とすること 	○No. 2-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。

		<p>で、制度の目的は達成され、視聴者に必要で十分な情報の提供となると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ このことは、各放送事業者の番組種別の公表作業の負担が著しく過大になることを回避することにもつながると考えます。 <p>【(株)テレビ朝日】</p>	
No. 2-8	第1条の3 第4項	<p><修正要望> 放送時間の公表について本省令では「毎月四月から各六箇月の期間ごとに、当該期間における各月の第三週の期間」を対象としています。これを毎月ではなく四半期ごとの特定月の第二週に修正して頂きたい。</p> <p><要望の理由> 放送局の編成は基本4月、7月、10月、1月を起点に、3ヶ月単位で変わります。この3ヶ月の期間内では、レギュラー編成が大きく変動することはありません。ゆえに年4回の調査でも本制度の目的は十分に達成できると考えます。調査月は期末期首、年末年始特番等の影響を受けない5月、8月、11月、2月が妥当と考えます。調査週を第2週としたのは、視聴率2週調査地区においては視聴率調査週である第2週のほうが第3週に比べて標準的な編成が組まれる可能性が高いからです。</p> <p>【(株)高知放送】</p>	○No. 2-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。
No. 2-9	第1条の3 第4項	<p>(修正要望) 本省令案において、毎年4月から各6箇月の期間ごとに、「当該期間における各月の第3週の期間」とあるところを「当該期間における5月、8月、11月、2月の各月の標準的な1週の期間」と修正することを要望します。</p> <p>(理由)</p>	○No. 2-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。

		<p>番組種別の公表の対象とする番組については「制度の目的」「番組編成の実際」「公表するデータの精度」「事業者の作業負担」などを総合的に勘案して決定されるべきと考えます。本省令案では毎年4月から各6箇月の期間ごとに、当該期間における「各月の第3週の期間に放送した放送番組」が対象とされていますが、民放各社の番組改編は四半期ごとが基本になっており期中に編成が大きく変わるものの、番組の種別と種別ごとの放送時間が大きく変化する事はありません。したがって番組種別の公表につきましては「当該期間における5月、8月、11月、2月の各月の標準的な1週間」とすることで制度の目的は十分に達せられ、事業者の作業負担の軽減にも資すると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)TBSテレビ】</p>	
No. 2-10	第1条の3 第4項	<p>公表の対象期間を毎年4月から各6箇月の期間ごとに、「当該期間における各月の第3週の期間」としてありますが、これを「当該期間における5月、8月、11月、2月の各月の標準的な1週の期間」と修正するよう要望します。</p> <p>本制度は、放送番組の種別や種別ごとの放送時間を公表することにより、視聴者・国民が簡便に「番組調和原則」の履行を確認できることにその目的があると考えられますが、本省令案通りに公表した場合、公表内容は膨大な情報量となり、却って視聴者・国民が利用しづらいものとなるおそれがあります。</p> <p>民放各社の番組改編は、通常四半期ごとに実施され、同じ四半期において番組編成が大幅に変わることは基本的にはありませんので、公表対象期間は、四半期ごとの年4回で本制度の目的は充分達成可能であると考えます。</p> <p>また、同じ四半期内の各週で種別毎の放送時間が大きく変わらない以上、対象週を「第3週」に固定する必要はなく、「標準的な1週間」とすることにより幅が持てるので、ローカル局等人員の少ない放送事業者が作業スケジュールや人員配置等に柔軟に対応できると考えます。</p>	○No. 2-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。

		【(株)フジテレビジョン】	
No. 2-11	第1条の3 第4項	<p><修正要望></p> <p>1. 本省令案において、毎年4月から各6箇月の期間ごとに、「当該期間における各月の第3週の期間」とあるところ、これを「当該期間における5月、8月、11月、2月の各月の標準的な1週の期間」と修正されたい。</p> <p><要望の理由など></p> <p>(1) 分類と公表の対象とする番組について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標記については、「制度の目的」や「番組編成の実態」「公表されるデータの精度」「事業者の作業負担に対する合理的配慮」などの諸要素を、バランスよく考慮して決定されるべきものと考えます。 ・ 本省令案では、毎年4月から各6箇月の期間ごとに、当該期間における「各月の第3週の期間に放送した放送番組」が対象とされていますが、民放各社の番組改編は「四半期」が基本となっており、期中に番組編成が大幅に変わることや、それに伴い放送時間枠の種別や、種別ごとの放送時間が大きく変化することは、実態としてありません。 ・ したがって、標記については「当該期間における5月、8月、11月、2月の各月の標準的な1週の期間に放送した番組」とすることで、本制度の目的は十分に達せられ、<u>視聴者にとっても、視聴習慣にあった、よりわかり易いデータとなるもの</u>と考えます。 <p>【日本テレビ放送網(株)】</p>	○No. 2-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。
No. 2-12	第1条の3 第4項	<p><修正要望></p> <p>本省令案において、毎年4月から各6箇月ごとに、「当該期間における各月の第3週の期間」とあるところ、これを「当該期間における5月、8月、11月、2月の各月の標準的な1週の期間、独立ローカル局については5月、11月の各月の標準的な1週の期間」への修正をお願いしたい。</p>	○No. 2-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。

		<p><要望の理由></p> <p>本省令案では、毎年4月から各6箇月の期間ごとに、「当該期間における各月の第3週に放送した放送番組」が対象とされていますが、独立ローカル局である弊社においては、番組改編は「半期」が基本となっており、期中に番組編成が大幅に変化することや、それに伴い放送時間枠の種別や、種別ごとの放送時間が大きく変化することは、実態としてありません。</p> <p>従いまして、標記については「当該期間における5月、11月の各月の標準的な1週の期間」に放送した番組とすることで、本制度の目的は十分に達せられるものと考えます。</p> <p>「番組編成の実態」「公表データの精度」「事業者の作業負担に対する合理的配慮」の諸要素を総合的に考慮すると、在京局、在阪局などと体力的に大きく異なる独立ローカル局については、上記修正が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)京都放送】</p>	
No. 2-13	第1条の3 第4項	<p>信越放送としての付加意見</p> <p>先に提出された民放連の意見書は、総合的に考慮された妥当なものと考えますが、付加意見を若干申し上げます。</p> <p>1、番組種別の公表制度として番組種別ごとの分類および放送時間量を公表することの意義は理解しておりますが、年間の報告回数を当初の案より少なくすることは、決定的に不適當なのでしょうか。</p> <p>ローカル局の場合も自社制作番組にかなりの力を注いでおり、地域密着効果も上がってきています。</p> <p>また、キー局の番組との連携など、編成の流動性も増えてきています。人員も経営バランスを考慮して、そう潤沢ではありません。</p> <p>可能であれば年4回の提出という程度にして頂いて、しっかりした報告を提出することで本来の目的は達成できると考えますが、いかがで</p>	○No. 2-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。

		しょうか。 【信越放送(株)】	
No. 2-14	第1条の3 第4項	<p>本省令案では、毎月第3週に放送した番組の種別を集計して、毎年4月から各6箇月の期間ごとに公表するとされています。</p> <p>公表により、視聴者が、番組の種別やその放送時間を確認することができ、民放テレビ事業者に課せられた「番組調和の原則」が適正に守られているかどうか、一定のチェック機能が働くことが、この制度の目的であることは理解しています。</p> <p>しかしながら、公表の対象を、毎月第3週に放送した番組の種別とする点については、番組編成の実態などに照らして、考慮をして頂きたいと思います。</p> <p>民放テレビ各社の番組改編は、四半期（4月、7月、10月、1月）が基本となっています。</p> <p>期中に、番組編成が大きく変わることはなく、長期間にわたる大型スポーツ番組などが編成される期間を除くと、番組の種別や種別ごとの放送時間に差異が生じることは、まずありません。</p> <p>弊社では、意見書を作成するにあたり、昨年（2010年）1月から12月まで、各月で番組の種別ごとの放送時間を集計してみましたが、2月のバンクーバーオリンピック、6月のサッカーワールドカップの時期以外は大きな数字の変化はありませんでした。</p> <p>弊社としては、四半期を基本とする民放テレビ各社の改編実態に照らし期末期首（3月、4月、9月、10月）、年末年始（12月、1月）の特</p>	○No. 2-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。

		別編成期を外したレギュラー編成期にあたる、5月、8月、11月、2月の各月の標準的な一週間を対象に番組種別とその放送時間を公表することで、視聴者による「番組調和の原則」の確認は可能と考えます。 【九州朝日放送(株)】	
No. 2-15	第1条の3 第4項	但し、当該条項中いわゆる「番組種別公表」についての公表対象として、「毎年四月から各六箇月の期間ごとに、当該期間における各月第三週の期間に放送した放送番組を…」とありますが、ローカル局においては、毎月の集計は作業負担が大きいものとなります。そこで、弊社としましては放送局の番組改編単位である「四半期」単位に1回(つまり年4回)、その1週間での調査への変更を要望いたします。 (追記)「四半期」単位に行われる番組改編はその期間内において原則番組編成が大きく変わることはなく、公表の目的は果たしていると考えます。 【(株)テレビ静岡】	○No. 2-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。
No. 2-16	第1条の3 第4項	本省令案において、毎年4月から各6箇月の期間ごとに、「当該期間における各月の第3週の期間」とあるところ、これを「当該期間における5月、8月、11月、2月の各月の標準的な1週の期間」と修正していただきたいと考えます。 その理由は以下の2点です。 1. 民放各社の番組改編は「四半期」が基本となっており、その期中で番組編成が大幅に変わることや、それに伴い放送時間枠の種別や、種別ごとの放送時間が大きく変化することは実態としてありません。サンプリングデータとしては「四半期」ごとに抽出すれば、本制度の目的は充分達せられるものと考えます。 2. 番組種別を公表する趣旨から、対象となる放送番組は、特殊な編成の週	○No. 2-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。

		<p>よりなるべく定常的な編成の週をサンプリングデータにするべきです。 したがって期首特番等のイレギュラー編成が少ない、5月、8月、11月、2月を調査の対象とすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【中京テレビ放送(株)】</p>	
No. 2-17	第1条の3 第4項	<p><修正要望></p> <p>1. 本省令案において、毎年4月から各6箇月の期間ごとに、「当該期間における各月の第3週の期間」とあるところ、これを「当該期間における5月、8月、11月、2月の各月の標準的な1週の期間」と修正されたい。</p> <p><要望の理由など></p> <p>(1) 分類と公表の対象とする番組について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標記については、「制度の目的」や「番組編成の実態」「公表されるデータの精度」「事業者の作業負担に対する合理的配慮」などの諸要素を、バランスよく考慮して決定されるべきものと考えます。 ・ 本省令案では、毎年4月から各6箇月の期間ごとに、当該期間における「各月の第3週の期間に放送した放送番組」が対象とされていますが、民放各社の番組改編は「四半期」が基本となっており、期中に番組編成が大幅に変わることや、それに伴い放送時間枠の種別や、種別ごとの放送時間が大きく変化することは、実態としてありません。 ・ したがって、標記については「当該期間における5月、8月、11月、2月の各月の標準的な1週の期間」に放送した番組とすることで、本制度の目的は十分に達せられるものと考えます。 <p style="text-align: right;">【札幌テレビ放送(株)】</p>	○No. 2-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。
No. 2-18	第1条の3 第4項	<p><修正要望></p> <p>1. 本省令案において、毎年4月から各6箇月の期間ごとに、「当該期間における各月の第3週の期間」とあるところ、これを「当該期間における5月、8月、10月、2月の各月の標準的な1週の期間」と修正さ</p>	○No. 2-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。

		<p>りたい。</p> <p><要望の理由など></p> <p>(1) 分類と公表の対象とする番組について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本省令案では、毎年4月から各6箇月の期間ごとに、当該期間における「各月の第3週の期間に放送した放送番組」が対象とされていますが、「各月の1週分」とすることで視聴者のメリットが格段に向上することはなく、放送事業者の作業負担を徒に増加させるものでしかありません。 ・ したがって、標記については「当該期間における5月、8月、11月、2月の各月の標準的な1週の期間」に放送した番組とすることで、本制度の目的は十分に達せられるものと考えます。 <p style="text-align: right;">【朝日放送(株)】</p>	
No. 2-19	第1条の3 第4項	<p><修正要望></p> <p>本省令案において「毎年4月から各6箇月の期間ごとに、当該期間における各月の第3週の期間」と、毎月の公表を求めています。</p> <p>これを「5月、8月、11月、2月の年4回、各月の標準的な1週間」と、修正を要望します。</p> <p><理由></p> <p>当社及び民放各社の番組編成は、4月と10月の半年ごとの番組改編と7月と1月の3箇月（1クール）ごとの小改編を基本としており、通信販売番組も含め期中の基本編成はほぼ一定という実態があります。</p> <p>こうした実態を踏まえて本制度における番組種別の公表は、この各1クールの内の代表的1週間を取る事でその目的を達せるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)ビーエスフジ】</p>	○No. 2-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。
No. 2-20	第1条の3 第4項	<p><修正要望></p> <p>1. 本省令案において、毎年4月から各6箇月の期間ごとに、「当該期間における各月の第3週の期間」とあるところ、これを「当該期間にお</p>	○No. 2-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。

		<p>ける5月、8月、11月、2月の各月の標準的な1週の期間」と修正されたい。</p> <p><要望の理由など></p> <p>(1) 分類と公表の対象とする番組について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標記については、「制度の目的」や「番組編成の実態」「公表されるデータの精度」「事業者の作業負担に対する合理的配慮」などの諸要素を、バランスよく考慮して決定されるべきものと考えます。「各月の1週分」とすることで視聴者のメリットが格段に向上することにはならないと考えます。 ・ 本省令案では、毎年4月から各6箇月の期間ごとに、当該期間における「各月の第3週の期間に放送した放送番組」が対象とされていますが、民放各社の番組改編は「4半期」が基本となっており、期中に番組編成が大幅に変わることや、それに伴い放送時間枠の種別や、種別ごとの放送時間が大きく変化することは、実態としてありません。 ・ したがって、標記については「当該期間における5月、8月、11月、2月の各月の任意の1週の期間」に放送した番組とすることで、本制度の目的は十分に達せられるものと考えます。 ・ 特に今回の省令案で示された「各月の1週分」という作業は、弊社のようなローカル局にとって大変な作業量負担を強いられます。省令案に示された業務に対応する場合、専門に対応する人員を新たに雇用する必要が想定されるほか、システムの改修などが必要になります。ご承知の通り、テレビ局を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、こうした状況の中で新たな費用の追加というのは体力的に厳しく、放送事業者の作業負担・費用負担を徒に増加させるものでしかありえません。 <p style="text-align: right;">【千葉テレビ放送(株)】</p>	
No. 2-21	第1条の3	<修正要望>	○No. 2-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。

	第4項	<p>1. 本省令案において、毎年4月から各6箇月の期間ごとに、「当該期間における各月の第3週の期間」とあるところを、「当該期間における5月、8月、11月、2月の各月の標準的な1週の期間」と修正されたい。</p> <p><要望の理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社の番組編成は、四半期または半年が基本となっております。そうした編成の実情に鑑みると、制度の目的達成を第一義とした上で、継続可能な制度とする観点を加えると、要望した頻度が合理的であると考えます。 <p style="text-align: right;">【(株)長野放送】</p>	
No. 2-22	第1条の3 第4項	<p><修正要望></p> <p>1. 本省令案において、毎年4月から各6箇月の期間ごとに、「当該期間における各月の第3週の期間」とあるところ、これを「当該期間における5月、8月、11月、2月の各月の標準的な1週の期間」と修正されたい。</p> <p><要望の理由など></p> <p>(1) 分類と公表の対象とする番組について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標記については、「制度の目的」や「番組編成の実態」「公表されるデータの精度」「事業者の作業負担に対する合理的配慮」などの諸要素を、バランスよく考慮して決定されるべきものと考えます。 ・ 本省令案では、毎年4月から各6箇月の期間ごとに、当該期間における「各月の第3週の期間に放送した放送番組」が対象とされていますが、民放各社の番組改編は「四半期」が基本となっており、期中に番組編成が大幅に変わることや、それに伴い放送時間枠の種別や、種別ごとの放送時間が大きく変化することは、実態としてありません。 ・ したがって、標記については「当該期間における5月、8月、11月、2月の各月の標準的な1週の期間」に放送した番組とすることで、本 	○No. 2-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。

		<p>制度の目的は十分に達せられるものと考えます。</p> <p>【(社)日本民間放送連盟】</p>	
No. 2-23	第1条の3 第4項	<p>番組編成の実態として、レギュラー番組の改編は4月と10月を基本として、7月と1月を加えた四半期ごとに行うことが一般的となっており、期中に番組編成や番組内容が大幅に変わることは殆どございません。改編期などの特番編成も19時から23時のプライムタイムを中心に一部の番組で行われます。</p> <p>これらの事から、「毎年四月から各六箇月の期間ごとに、当該期間における四半期ごとの標準的な一週全ての放送番組を公表する」ことで、答申の主旨にある「視聴者の適切な選択に資する」といった本制度の目的は達せられると考えます。</p> <p>【(株)テレビ東京】</p>	○No. 2-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。
No. 2-24	第1条の3 第4項	<p>本省令案には、「・・・当該期間における各月の第三週の期間に放送した放送番組を・・・」とありますが、民間放送各社は、基本的に三箇月単位で番組改編を行うため、放送番組の種別及び種別ごとの放送時間が毎月大幅に変わることは通常ありません。従って、「各月」ではなく「各四半期」で充分だと考えます。</p> <p>また、集計の対象期間を「第三週の期間」に特定しなくてはならない事由はないと考えます。各四半期の標準的な一週とするほうが適切ではないでしょうか。</p> <p>【(株)福岡放送】</p>	○No. 2-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。
No. 2-25	第1条の3 第4項	<p>1. 本省令案において、毎年4月から各6箇月の期間ごとに、「当該期間における各月の第3週の期間」との箇所を「当該期間における5月、8月、11月、2月の各月の標準的な1週間」と修正していただきたい。</p> <p>本省令が番組種別を公表することで、「番組の調和原則」を視聴者に確認していただくという目的を有していることは認識しておりますが、地方民放局にとっては実際の作業負担が無視できないものになると想定さ</p>	○No. 2-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。

		<p>れます。</p> <p>また、民放各社の番組改編は半期ごと及びその中間期ごとが通例であり、これ以外に表案上大幅に番組種別が変わることは考え難いのが実態であります。</p> <p>従って、各社作業負担と改編実態に即した合理的な配慮をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送(株)】</p>	
No. 2-26	第1条の3 第4項	<p><修正要望></p> <p>1. 本省令案において、毎年4月から各6箇月の期間ごとに、「当該期間における各月の第3週の期間」とあるところ、これを「当該期間における5月、8月、11月、2月の各月の標準的な1週の期間」と修正されたい。</p> <p><要望の理由></p> <p>(1) 分類と公表の対象とする番組について</p> <p>標記については、「制度の目的」や「番組編成の実態」「公表されるデータの精度」「事業者の作業負担に対する合理的配慮」などの諸要素を、バランスよく考慮して決定されるべきものと考えます。</p> <p>本省令案では、毎年4月から各6箇月の期間ごとに、当該期間における「各月の第3週の期間に放送した放送番組」が対象とされていますが、民放各社の番組改編は「四半期」が基本となっており、期中に番組編成が大幅に変わることや、それに伴い放送時間枠の種別や、種別ごとの放送時間が大きく変化することは、実態としてありません。</p> <p>したがって、標記については「当該期間における5月、8月、11月、2月の各月の標準的な1週の期間」に放送した番組とすることで、本制度の目的は十分に達せられるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)テレビ信州】</p>	○No. 2-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。

3. 「通信販売番組」の定義

整理 No. (提出順)	該当箇所	提出された意見【意見提出者名】	総務省の考え方
No. 3-1	第1条の3 第4項	<p>2. 「通信販売番組」の定義については、さらに具体的にされたい。</p> <p><上記要望の理由></p> <p>また、「通信販売番組」は現在作りが多様化し、「販売」のみを目的としたものから、「娯楽性」を追求したもの・ネットと組み合わせて販売へ誘導するものまでが存在し、放送事業者は種別判断に迷う場面が必ず起きると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)静岡第一テレビ】</p>	<p>○「通信販売番組」の定義を原案以上に具体的に規定することは、かえって放送事業者が自主自律の下で放送番組を分類する際の妨げになるおそれがあることから、原案のとおりとします。</p> <p>○なお、「通信販売番組」の区分を含む放送番組の種別の分類は、各放送事業者において、放送番組の内容、放送時間等の観点から総合的に判断されるものと考えますが、例えば「通信販売番組」の要素が極端に少ない放送番組まで当該区分に分類されるべきとは考えておりません。</p>
No. 3-2	第1条の3 第4項	<p><修正要望></p> <p>2. 「通信販売番組」の定義を「視聴者に・・・(中略)当該商品又はサービスを目的とする放送番組」を「視聴者に・・・(中略)当該商品又はサービスを販売することを専ら目的とする放送番組」に修正希望いたします。</p> <p><要望理由></p> <p>(2) 番組の定義をより明確にすることが望ましいとの判断です。</p> <p style="text-align: right;">【日本海テレビジョン放送(株)】</p>	○No. 3-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。
No. 3-3	第1条の3 第4項	<p><修正要望></p> <p>2. 「通信販売番組」の定義において、「視聴者に…(中略)当該商品又はサービスを販売することを目的とする放送番組をいう」とあるところ、「視聴者に…(中略)当該商品又はサービスを販売することを専ら目的とする放送番組をいう」と修正されたい。</p>	○No. 3-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。

		<p><理由> 番組の定義をより明確にすることが望ましいと考えます。 【山口放送(株)】</p>	
No. 3-4	第1条の3 第4項	<p><修正要望> 2. 「通信販売番組」の定義において、「視聴者に…(中略)当該商品又はサービスを販売することを目的とする放送番組をいう」とあるところ、「視聴者に…(中略)当該商品又はサービスを販売することを専ら目的とする放送番組をいう」と修正されたい。</p> <p><要望の理由など> (2) 通信販売番組の定義について 公表データの精度向上のため、番組の定義をより明確にすることが望ましいと考えます。 【讀賣テレビ放送(株)】</p>	○No. 3-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。
No. 3-5	第1条の3 第4項	<p><修正要望> 2. 「通信販売番組」の定義において、「視聴者に…(中略)当該商品又はサービスを販売することを目的とする放送番組をいう」とあるところ、「視聴者に…(中略)当該商品又はサービスを販売することを専ら目的とする放送番組をいう」と修正されたい。</p> <p><要望の理由など> (2) 修正要望2. について ・ 放送事業者が番組の種別を決定するに際して、「通信販売番組」の定義をより明確にすることが望ましいと考えます。 【(株)テレビ朝日】</p>	○No. 3-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。
No. 3-6	第1条の3 第4項	<p>(修正要望) 「通信販売番組」の定義において、「視聴者に…(中略)当該商品又はサービスを販売することを目的とする放送番組をいう」とあるところを「視聴</p>	○No. 3-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。

		<p>者に・・・(中略)を販売することを専ら目的とする放送番組という」と修正することを要望します。</p> <p>(理由) 「通信販売番組」の定義については、番組種別の定義をより明確にすることが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)TBSテレビ】</p>	
No. 3-7	第1条の3 第4項	<p>「通信販売番組」の定義を「視聴者に…(中略)当該商品又はサービスを販売することを目的とする放送番組をいう」としていますが、これを「視聴者に…(中略)当該商品又はサービスを販売することを専ら目的とする放送番組をいう」と、定義をより明確化するように修正を要望します。</p> <p>「通信販売番組」には<通販部分だけ>で成立する番組や<娯楽性の高い番組>と<通販>の組み合わせ、<生活情報性の高い番組>と<通販>の組み合わせ等多種多様な形態が想定されます。よって「通信販売番組」の定義をより明確にすることで、態様に適合したより正確な分類が可能になり、ひいては放送事業者の多様な番組編成及び制作の自由度の確保に資すると考えるからです。</p> <p style="text-align: right;">【(株)フジテレビジョン】</p>	○No. 3-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。
No. 3-8	第1条の3 第4項	<p><修正要望></p> <p>2. 「通信販売番組」の定義において、「視聴者に…(中略)当該商品又はサービスを販売することを目的とする放送番組をいう」とあるところ、「視聴者に…(中略)当該商品又はサービスを販売することを専ら目的とする放送番組をいう」と修正されたい。</p> <p><要望の理由など></p> <p>(2) 通信販売番組の定義について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 番組の定義をより明確にすることが望ましいと考えます。 	○No. 3-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。

		【日本テレビ放送網(株)】	
No. 3-9	第1条の3 第4項	<p><修正要望></p> <p>2. 「通信販売番組」の定義において、「視聴者に…（中略）当該商品又はサービスを販売することを目的とする放送番組をいう」とあるところ、「視聴者に…（中略）当該商品又はサービスを販売することを専ら目的とする放送番組をいう」と修正されたい。</p> <p><要望の理由など></p> <p>（2）通信販売番組の定義について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番組の定義をより明確にすることが望ましいと考えます。 <p>【札幌テレビ放送(株)】</p>	○No. 3-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。
No. 3-10	第1条の3 第4項	<p><修正要望></p> <p>2. 「通信販売番組」の定義において、「視聴者に…（中略）当該商品又はサービスを販売することを目的とする放送番組をいう」とあるところ、「視聴者に…（中略）当該商品又はサービスを販売することを専ら目的とする放送番組をいう」と修正されたい。</p> <p><要望の理由など></p> <p>（2）通信販売番組の定義について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番組の定義をより明確にすることが望ましいと考えます。 <p>【千葉テレビ放送(株)】</p>	○No. 3-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。
No. 3-11	第1条の3 第4項	<p><修正要望></p> <p>2. 「通信販売番組」の定義において、「視聴者に商品又はサービスの内容、販売価格その他の条件を提示し…（中略）当該商品又はサービスを販売することを目的とする放送番組をいう」とあるところを、「視聴者に商品又はサービスの内容、販売価格その他の条件を提示し…（中略）当該商品又はサービスを販売することを専ら目的とする放送番組をいう」と修正されたい。</p>	○No. 3-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。

		<p><要望の理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番組の定義をより明確にすることが望ましいと考えます。 <p style="text-align: right;">【(株)長野放送】</p>	
No. 3-12	第1条の3 第4項	<p><修正要望></p> <p>2. 「通信販売番組」の定義において、「視聴者に…（中略）当該商品又はサービスを販売することを目的とする放送番組をいう」とあるところ、「視聴者に…（中略）当該商品又はサービスを販売することを専ら目的とする放送番組をいう」と修正されたい。</p> <p><要望の理由など></p> <p>(2) 通信販売番組の定義について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番組の定義をより明確にすることが望ましいと考えます。 <p style="text-align: right;">【(社)日本民間放送連盟】</p>	○No. 3-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。
No. 3-13	第1条の3 第4項	<p><修正要望と理由など></p> <p>2. 分類「その他の放送番組」における「通信販売番組」の定義をより明確にする必要があるという見地から、「視聴者に…（中略）当該商品又はサービスを販売することを目的とする放送番組をいう」の箇所を「視聴者に…（中略）当該商品又はサービスを販売することを専ら目的とする放送番組をいう」と修正していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送(株)】</p>	○No. 3-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。
No. 3-14	第1条の3 第4項	<p><修正要望></p> <p>2. 「通信販売番組」の定義において、「当該商品又はサービスを販売することを目的とする放送番組をいう」とあるところ、「当該商品又はサービスを販売することを専ら目的とする放送番組をいう」と修正されたい。</p> <p><要望の理由></p> <p>(2) 通信販売番組の定義について</p>	○No. 3-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。

		番組の定義をより明確にすることが望ましいと考えます。 【(株)テレビ信州】	
--	--	--	--

4. その他

整理 No. (提出順)	該当箇所	提出された意見【意見提出者名】	総務省の考え方
No. 4-1	—	<p>以上の修正要望とともに以下対応をとる予定です。</p> <p>① 基本番組表と個別番組の種別の事前公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公表制度とは別に自主的な取組として4月、10月改編期ごとの基本番組表に記載の番組について、その種別を明記し、自社のホームページ等で公表するための検討をしています。 <p>② CMの放送時間量の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度による番組種別ごとの放送時間の公表にあわせてCMの放送時間量についても自主的に公表する方針にしております。 <p style="text-align: right;">【日本海テレビジョン放送(株)】</p>	<p>○本案に対する直接的な御意見ではないため、総務省としてはコメントを控えさせていただきます。</p>
No. 4-2	—	<p><東海テレビ放送としての自主的な取り組み></p> <p>①春・秋の改編時において「基本番組表」と「個別番組の種別」の公表</p> <p>番組情報の開示・透明性を高め、視聴者のより一層の便宜を図るため、省令案に沿って番組種別の実績を公表することに加え、年2回、春・秋の改編時において「基本番組表」とそれに記載の「個別番組の種別」を自主的に公表することを現在検討しております。</p> <p>②CMの放送時間総量の公表</p> <p>視聴者に、明るく楽しい多様性に満ちた番組を提供し、また公平、信頼ある報道を行うため、CM放送の収入によって担われる経営の安定は必要不可欠なことです。</p> <p>東海テレビは、民主主義における放送の公共的性格、社会的役割を自覚し、自主的に規律する上において、本省令に合わせCM時間の総量を公表いたします。</p> <p style="text-align: right;">【東海テレビ放送(株)】</p>	<p>○No. 4-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。</p>

No. 4-3	—	<p>(3) 讀賣テレビ放送の自主的な取り組みについて</p> <p>上記(1)をふまえ、視聴者から一層の信頼を得るため、弊社の自主的な取り組みとして、本制度の施行にあわせて、次の対応をとる予定にしております。</p> <p>① 基本番組表と個別番組の種別の事前公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度に基づき、過去の番組の放送実績を事後的に公表することに加え、制度とは別に自主的な取り組みとして、春、秋の改編期ごとに、基本番組表(1週間分のタイムテーブル)に記載の番組について、その種別を明記し、自社のホームページ等で公表するための検討を進めています。 ・この取り組みは、平成21年8月に本制度の導入を提言した情報通信審議会「通信・放送の総合的な法体系の在り方」答申において、「放送の自主自律の原則の下で、その期待される機能・役割が十分に発揮され、視聴者の適切な選択に資することを可能とする環境を整備する」とされた制度導入の主旨に沿っており、視聴者の利便性を第一に考えたものです。 <p>② CMの放送時間量の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告収入を経営基盤とする民放テレビ事業者にとって、CMは視聴者に豊かで多様な番組をお届けするために無くてはならないものです。 ・そのためにも、弊社では、常に放送局としての社会的責任や使命、地域貢献への責務を自覚し、放送を通じて視聴者からの信頼を得て、その結果として広告媒体としての媒体価値が保持されるよう日々努めております。 ・こうした観点から、弊社では、本制度による番組の種別ごとの放送時間の公表にあわせて、CMの放送時間量についても自主的に公表する方針としております。 	○No. 4-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。
---------	---	---	------------------------------

		【讀賣テレビ放送(株)】	
No. 4-4	—	<p>(3) 民放テレビ事業者の自主的な取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本民間放送連盟が行う方針である「基本番組表と個別番組の種別の事前公表」および「CMの放送時間量の公表」については、当社として、日本民間放送連盟の合意に従って、自主的に対応する所存です。 <p>【(株)テレビ朝日】</p>	○No. 4-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。
No. 4-5	—	<p>以上の修正要望とともに、自主的に以下の対応を取る予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該制度による事後的な種別公表に加え、自主的な取組として4月、10月の改編期ごとに、基本番組表に記載されている番組について、事前にその種別をホームページ等で公表する事を検討しています。 <p>【(株)高知放送】</p>	○No. 4-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。
No. 4-6	第1条の4 第3項第3号	<p>NHKでは、番組審議会は毎月開催することとしていますので(8月を除く)、今回の省令案をそのまま適用すると、上半期(4~9月)分は10月の番組審議会に、また下半期(10~3月)分は4月の番組審議会に報告することを原則として固定することになります。これは、番組審議会の運営に当たって大きな制約要因となります。本来、番組審議機関の運営は、いつどのような議題を取り上げるか、を含め、放送事業者及び当該審議機関が自律的に行うべきものであって、その運営のあり方に対する制度的な制約は必要最小限であるべきだと考えます。</p> <p>その観点から今回の省令案を見た場合、本件に係る報告は、事故等の報告と異なり、必ずしも一秒一刻を争う緊急性の高いものではありませんし、NHKについては、テレビ・ラジオ合わせて5チャンネル分が報告対象となることから、その個別番組の種別や放送時間の集計を誤りなく確定するには相応の時間を要します。</p> <p>NHKとしては、報告をいたずらに遅らせるつもりはなく、上記に鑑み、報告対象期間経過後2か月以内に番組審議会に報告するという運用により実施したいと考えますし、そのような運用で改正放送法の立法の目的は十分達成できるものと考えますが、省令案に照らすと、これは「や</p>	○放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間の放送番組審議機関への報告については、原案では、「当該各六箇月の期間が経過した直後の審議機関の開催時に行わなければならない。」と規定する一方、「ただし、報告の準備に時間を要する場合その他のやむを得ない事情があるときは、その次の審議機関の開催時に行うことができる。」とも規定しており、放送事業者ごとの事情により、例えば、御意見のように準備に時間を要する等の場合には、各六箇月が経過した直後ではなく、その次の放送番組審議機関の開催時に報告を行っても基本的には差し支えないと考えます。したがって、原案のとおりとすることが適当と考えます。

		<p>むを得ない事情があるとき」に限られるため、NHKの姿勢に疑念を抱かせることになるのではないかと懸念します。</p> <p>上記の理由から、NHKとして2か月以内の報告という運用が、「やむを得ない事情」という極めて限定的な条件の下ではない形で可能となるよう、条文案を修正されることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	
No. 4-7	第1条の3 第4項	<p>現行の省令案では、本件について、審議機関への報告と一般への公表についての前後関係は必ずしも明らかではありませんが、放送番組の種類及び放送番組の種類ごとの放送時間については、改正放送法の第3条の4で番組審議機関への報告事項と定められている以上、放送事業者としては、番組審議機関へ報告する前に一般に公表するような運用は、現実的には実施し得ないものです。</p> <p>本件については、番組審議機関への報告を義務付けていることを踏まえると、公表は番組審議機関への報告の後に速やかに実施するような運用が、制度全体の構造に鑑みて適当であると考えるので、その趣旨を明確にする観点から、該当箇所の表記を「当該各6箇月の期間が経過し、審議機関への報告後、速やかに行うものとする。」と修正されることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	<p>○放送番組審議機関への報告と公表との前後関係については、法律においても規定されていないことから、法律の委任を受けた省令においても特段の規定を置かないことが適当と考えます。</p> <p>○なお、実際の運用においては、放送番組審議機関への報告の後に公表を行うことも何ら排除されておられません。</p>
No. 4-8	—	<p>民放連では、本制度に沿って過去の番組の放送実績を公表することに加え、視聴者利便を目的に春と秋の改編期ごとに基本番組表の番組に関して、各社が自主的にその種別をホームページに公表することを検討しています。また番組の種類ごとの放送時間の公表と合わせて、CMの放送時間量についても自主的に公表する方針です。TBSテレビは民放連と歩調を合わせ、この2点について自主的に公表することを検討しています。</p> <p style="text-align: right;">【(株)TBSテレビ】</p>	○No. 4-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。
No. 4-9	—	<p>本省令（案）で定められたものの他、弊社においては、視聴者・国民</p>	○No. 4-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。

		<p>にとってより信頼性・利便性の高い情報提供を行うべく、下記の取り組みを自主的に行う予定です。</p> <p>①春・秋の改編期の基本番組表及び個別番組種別の事前公表</p> <p>②CMの放送時間量の公表</p> <p style="text-align: right;">【(株)フジテレビジョン】</p>	
No. 4-10	—	<p>(3)放送番組の種別及び放送時間公表に係る自主的な取り組みについて</p> <p>上記(1)をふまえ、視聴者のいっそうの信頼を得るため、当社は社団法人 日本民間放送連盟の方針に準じ、本制度の施行にあわせて、次の対応をとる予定です。</p> <p>① 基本番組表と個別番組の種別の事前公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社では、本制度にそって過去の番組の放送実績を事後的に公表することに加え、制度とは別に自主的な取り組みとして、春、秋の改編期ごとに、基本番組表（1週間分のタイムテーブル）に記載の番組について、その種別を明記し、自社のホームページ等で公表するための検討を進めています。 ・ 本制度の導入を提言した情報通信審議会「通信・放送の総合的な法体系の在り方」答申（平成21年8月）において、制度導入の主旨について「放送の自主自律の原則の下で、その期待される機能・役割が十分に発揮され、視聴者の適切な選択に資することを可能とする環境を整備する」とありますが、上記の自主的な取り組みは、この答申の主旨に沿って、視聴者の利便性を第一に考えたものです。 <p>② CMの放送時間量の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財源を広告収入に依存する民放テレビ事業者にとって、CMは視聴者に豊かで多様な番組をお届けするために無くてはならないも 	<p>○No. 4-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。</p>

		<p>のです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ そのためにも、民放テレビ事業者は、常に放送の社会的責任や使命を自覚し、放送に対する視聴者の信頼を得て、その結果として広告媒体としての媒体価値が保持されるよう日々努めております。 ・ こうした観点から、<u>当社は</u>、本制度による番組の種別ごとの放送時間の公表にあわせて、CMの放送時間量についても自主的に公表する方針としております。 <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網(株)】</p>	
No. 4-11	—	<p>2、自主的公表の部分ですが、CMの放送時間量の報告につきましても、当然上記の番組種別の項に同調させた頻度ということになります。</p> <p>報告回数の減は、担当者の業務量の軽減につながるだけでなく、別の業務に関する時間を確保し、ひいては放送の質の向上につながることを考えます。</p> <p style="text-align: right;">【信越放送(株)】</p>	○No. 4-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。
No. 4-12	—	<p>(2) 民放テレビ事業者の自主的な取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視聴者のいっそうの信頼を得るため、民放テレビ事業者の自主的な取り組みとして、本制度の施行にあわせて、「基本番組表と個別番組の種別の事前公表」と「CMの放送時間量の公表」を実施する予定です。 ・ これらの取り組みを通じて、視聴者に豊かで多様な番組をお届けしつつ、広告媒体としての価値が保持されるよう努めて参ります。 <p style="text-align: right;">【朝日放送(株)】</p>	○No. 4-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。
No. 4-13	—	<p>日本民間放送連盟では今回の制度実施に当り「4月・10月改編の基本番組表と、その番組種別の事前公表」「CMの放送時間量の公表」を自主的に行う事を表明しています。</p> <p>当社としても、その取り組みに協力していく所存です。</p> <p style="text-align: right;">【(株)ビーエスフジ】</p>	○No. 4-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。

No. 4-14	—	<p>(3) 放送事業者としての自主的な取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本制度の趣旨を踏まえて、制度が施行された際には、「放送番組の種別」と「種別ごとの放送時間」の透明性の確保に努めて参ります。そのために、制度とは別に自主的な取り組みとして、春と秋の改編期ごとに基本番組表に記載の番組についてその種別を明記し自社のHP等で公表するための検討を進めています。 ・ また、番組の種別ごとの放送時間の公表にあわせて、CMの放送時間量を自主的に公表する方針としております。 <p style="text-align: right;">【千葉テレビ放送(株)】</p>	○No. 4-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。
No. 4-15	—	<p><当社の自主的な取り組みについて></p> <p>より一層視聴者の関心に応えるため、当社では基本番組表と個別番組の種別の事前公表を自主的な取り組みとして実施することを検討しています。</p> <p>さらにCMの放送時間量についても自主的に公表する方針です。</p> <p style="text-align: right;">【(株)長野放送】</p>	○No. 4-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。
No. 4-16	—	<p>(3) 民放テレビ事業者の自主的な取り組みについて</p> <p>上記(1)をふまえ、視聴者のいっそうの信頼を得るため、民放テレビ事業者の自主的な取り組みとして、本制度の施行にあわせて、次の対応をとる予定です。</p> <p>① 基本番組表と個別番組の種別の事前公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、当連盟では、民放テレビ各社が本制度にそって過去の番組の放送実績を事後的に公表することに加え、制度とは別に自主的な取り組みとして、春、秋の改編期ごとに、基本番組表(1週間分のタイムテーブル)に記載の番組について、その種別を明記し、自社のホームページ等で公表するための検討を進めています。 ・ 本制度の導入を提言した情報通信審議会「通信・放送の総合的な法体系の在り方」答申(平成21年8月)において、制度導入の主旨につ 	○No. 4-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。

		<p>いて「放送の自主自律の原則の下で、その期待される機能・役割が十分に発揮され、視聴者の適切な選択に資することを可能とする環境を整備する」とありますが、上記の自主的な取り組みは、この答申の主旨に沿って、視聴者の利便性を第一に考えたものです。</p> <p>② CMの放送時間量の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財源を広告収入に依存する民放テレビ事業者にとって、CMは視聴者に豊かで多様な番組をお届けするために無くてはならないものです。 ・そのためにも、民放テレビ事業者は、常に放送の社会的責任や使命を自覚し、放送に対する視聴者の信頼を得て、その結果として広告媒体としての媒体価値が保持されるよう日々努めております。 ・こうした観点から、民放テレビ事業者は、本制度による番組の種別ごとの放送時間の公表にあわせて、CMの放送時間量についても自主的に公表する方針としております。 <p style="text-align: center;">【(社)日本民間放送連盟】</p>	
No. 4-17	<p>第1条の3 第4項、第5項</p> <p>第1条の4 第3項第3号</p>	<p>通信販売業界は他の小売業が低迷する中、協会の調査によると2009年度の売上高が4兆3100億円で対前年4.1%の伸びを示している。そのうちテレビショッピングは約5000億円と順調に伸びてきている。これは以下の理由に負うところが大きい。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①テレビショッピングは「情報番組」、「エンターテイメント番組」として視聴者から一定の支持を確立している。 ②テレビショッピングは利便性が高く日々の買い物に困窮する高齢者等に対し貴重な買い物の機会を与えている。 ③産直品や地場産業の製品を取り扱うことで、地域経済の活性化の一翼を積極的に担っている。 ④店舗小売業が低迷する中であって、メーカー、卸等が新たな販路としてテレビショッピングを含む通信販売を位置付ける動きが加速しており、また新規参入も多く、これらが個人消費を下支えしている。 	<p>○本制度は、放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間について透明性を高めることにより、法律（放送法第3条の2第2項）に定めのある番組調和原則の適正な履行を確保することを目的とするものであって、通信販売番組に対して何ら規制を課すものではありません。</p>

		<p>したがって、今回の番組種別と放送時間の公表、ならびに審議機関への報告等が通信販売番組に対する過剰な規制につながらないよう要望する。</p> <p>【(社)日本通信販売協会】</p>	
--	--	---	--

以上